

長岡市スポーツ推進委員連盟規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、長岡市スポーツ推進委員連盟（以下「本会」という。）といい、事務局を長岡市市民協働推進部スポーツ振興課内に置く。

(構成及び組織)

第2条 本会は、長岡市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）及び本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

2 本会は、長岡中央、長岡北部、長岡川西、長岡南部、中之島、越路、三島、小国、山古志、和島、寺泊、栃尾、与板、川口の14地区スポーツ推進委員会の組織とする。

(目的)

第3条 本会は、社会体育の健全なる発展を目指すとともに、会員相互の親睦と資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種講習会、研修会の開催
- (2) 各種教室、大会の開催
- (3) スポーツの普及に必要な情報・資料の収集及び提供
- (4) 広報誌の発行
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織検討委員会)

第5条 第4条に掲げる事業を行うため、必要に応じ、組織検討委員会を設けることができる。

(専門部会)

第6条 第4条に掲げる事業を行うため、必要に応じ、専門部会を設けることができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名
理事 34名以内 監事 若干名
- 2 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 欠員による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務をとる。

(役員選出)

第8条 本会の役員選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は理事会で推薦し、総会の承認を得る。

- (2) 理事長、副理事長は理事の互選とし、総会の承認を得る。
- (3) 理事は各地区から2名選出する。
- (4) 監事は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故があるときはその職務を代行する。
- (5) 理事は、会務を遂行する。
- (6) 監事は、会計監査にあたる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会、組織検討委員会、専門部会とする。

- 2 総会は、会長が召集し年1回以上開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 役員を選出に関する事
 - (3) 事業計画及び予算に関する事
 - (4) 事業報告及び決算に関する事
 - (5) 会費の額に関する事
 - (6) その他会長が必要と認めた事項
- 4 理事会は、必要に応じて会長が召集する。
- 5 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事で構成する。
- 6 理事会は、第3項に掲げる事項(総会提出案)を審議する。
- 7 簡易な事項又は急を要する事項については、理事会において審議決定することができる。ただし、次の総会において報告し、承認を得なければならない。
- 8 組織検討委員会は、必要に応じて理事長が召集する。
- 9 組織検討委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専門部部長で構成する。
- 10 専門部会は、必要に応じて専門部部長が召集する。
- 11 会長は必要に応じて、地区代表者会議を召集する。

(会議の成立)

第11条 会議は構成員の過半数をもって成立する。ただし、出席できない構成員は、代理人にその権限を委任し議決に加わることができる。

- 2 議決は出席者(代理人にその権限を委任する者含む)の過半数の同意を必要とし、賛否同数のときは議長が決する。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月15日から施行する。